

特定の民間再開発事業の用に供する土地等の譲渡所得課税の特例に係る特定の民間再開発事業認定事務施行細則の一部改正（概要）

1 改正理由

今回の改正は、特定の民間再開発事業に係る関係法令の改正、行政手続等における押印見直し方針（令和3年3月8日付け行革第648号・政法第1410号）及び同方針の運用（令和3年7月28日付け行革第459号・政法第477号）に基づき、本規則について所要の規定整備を行う必要があるため。

2 改正概要

第一条中「第二十条の二第十三項及び第三十八条の四第二十二項」を「第二十条の二第十四項及び第三十八条の四第二十四項」に改める。

第二条第一項中「第二十条の二第十三項又は第三十八条の四第二十二項」を「第二十条の二第十四項又は第三十八条の四第二十四項」に改める。

第四条中「第三十一条の二第二項第十一号又は第六十二条の三第四項第十一号」を「第三十一条の二第二項第十二号又は第六十二条の三第四項第十二号」に改める。

様式（第一号、第四号）において「㊟」を削り、それに伴う注釈を修正する。

3 施行期日

公布日施行、ただし押印見直しに係る部分については令和4年4月1日